

裁判長  
認印



調 書 (決定)	
事 件 の 表 示	平成19年(オ)第1426号 平成19年(受)第1659号
決 定 日	平成20年5月30日
裁 判 所	最高裁判所第二小法廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	古 田 佑 紀 津 野 修 今 井 功 中 川 了 滋
当 事 者 等	別紙当事者目録記載のとおり
原 判 決 の 表 示	東京高等裁判所平成19年(ネ)第265号(平成19年7月12日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成20年5月30日

最高裁判所第二小法廷

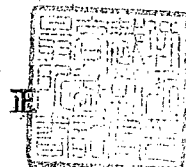
裁判所書記官 岩 井

正印

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 岩 井



当事者目録

上告人兼申立人	松戸市関台土地区画整理組合
同代表者理事長	本間 克
同訴訟代理人弁護士	井口 寛 二 ほか
被上告人兼相手方	松戸市
同代表者市長	川井 敏 久